

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気配管（C）ドレン調整弁の開閉制御用電磁弁点検時、端子箱から電磁弁間のケーブルに絶縁抵抗の低下が認められたため、当該ケーブルを交換	D	
2	1号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（クランプ：足場用緊結金具）が認められたため、原因調査及び対応検討	D	
3	4号機	主蒸気管漏えい検出温度記録計において、打点1番（主蒸気原子炉建屋隔離弁室）に打点不良による欠測が認められたため、当該記録計を点検・修理及び対応検討	C	
4	4号機	制御棒駆動水圧系充填水圧力指示計の操作盤銘板の名称に誤記が認められたため、当該銘板を交換	D	
5	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）冷却海水出口側配管のベント弁において、シートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	集中環境施設	廃棄物減容用高圧圧縮機設備の縦絞り落下防止装置において、ロック解除スイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
7	その他	使用済燃料共用プール設備燃料取扱機の計算機点検作業において、計算機周辺機器の部品等に劣化が認められたため、当該部品等を交換	D	
8	その他	期末廃棄図書整理において、保存年限内の平成18年度予算運用単位超過支出申請書の一部に誤廃棄が認められたため、対応検討	C	
9	その他	環境測定用TLB（熱蛍光線量計素子）の定例点検時、素子の校正基準値外れ（1素子）が認められたため、当該測定データを再評価及び対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで